

広島大学学術情報リポジトリ

Hiroshima University Institutional Repository

Title	受容期における人格概念の内実としての権利・義務概念：その関係依存的解釈と関係規定的解釈：西周を例として
Author(s)	後藤, 弘志
Citation	ぶらくしす, 24 : 1 - 21
Issue Date	2023-03-31
DOI	
Self DOI	10.15027/53868
URL	https://doi.org/10.15027/53868
Right	
Relation	



受容期における人格概念の内実としての権利・義務概念

—その関係依存的解釈と関係規定的解釈

：西周を例として—

The Concept of Rights and Duties as Contents of the Concept of Person in the Period of its Acceptance

-The Relation-Dependent Interpretation and the Relation-Prescriptive Interpretation: The Case of Amane Nishi

後藤弘志（広島大学）

Hiroshi Goto (Hiroshima University)

はじめに

本論考は、近代初頭の日本における Person 概念受容の経緯を、その徳倫理的土壌という受容器の観点から辿り直すという研究プロジェクトの一環である。本論考では、なかでも、もともと「仮面」（役割）を意味する西洋語 Person の内実としての「義務」概念に着目し、この語に込められた意味を探ることを目的とする。

Person と Personality との関係について少し説明を加えておこう。Person の最も簡潔な定義は、〈理性的個体〉である。そこでは Personality は、Person 性、すなわちある個体が Person であることを意味する。Person 性はさらに、①理性的存在者一般という普遍的属性を意味する場合と、②個別性を意味する場合とがある。そして、個別性の拠り所をどこに求めるかによって、②-1) かけがえのない個性を意味する場合と、②-2) 特殊具体的な人間関係の中で求められる役割によって規定される場合とがある。①は近代啓蒙主義における〈原子論的人間理解〉の中に典型的に見いだされ、そこでは個人は普遍のサンプルでしかない。それに対して②-1は、①のアトム的人間理解に対して、いわばモナド的人間理解と言えよう。また、②-2は、近代以前の封建的身分制ならびに、近代啓蒙主義へのある種の反動期における、いわば疑似身分制的人間理解に対応する〈関係主義的・徳倫理的的人間理解〉である。このうち本論考の骨子をなすのは、〈原子論的〉か〈関係主義的・徳倫理的〉

かという対比である。

Person 概念の導入が行われた幕末から明治にかけての日本において疑似身分制的（その意味で徳倫理的）枠組みが西洋近代思想・制度の受容器の役割を果たしたことは疑いない。right および duty/obligation の訳語の変遷は、受容期における人格概念の内実（＝人格が担うべき役割）を示すものとして貴重な示唆を与えてくれるはずである。本論考では、〈原子論的〉か〈関係主義的・徳倫理的〉という切り口で、とくに西周における right および duty/obligation 概念の理解を辿ることによって、そこで疑似身分制的・徳倫理的枠組みが果たした役割について再検討する。

1. 訳語「義務」の成立過程

しかしながら、訳語「義務」についての先行研究は、「権利」概念のそれと比較して決して豊富とは言えない。明治における近代国家建設が、封建的身分制からの脱却と表裏であったとすれば、当然と言える。とはいえ、権利概念の導入は義務概念の導入とセットであり、とりわけ徳倫理的土壌の上で行われた両概念の導入においては、両概念は様々な仕方、程度において切り離せない関係にあった。

必ずしも豊富でない先行研究の中で、訳語「義務」の語源、初出例、普及の経緯についての佐藤亨（1988）の研究、そしてそれを踏まえながら一層全般的かつ詳細な調査を行い、かつ佐藤説の一部について修正を迫った孫健軍（2015）の研究をまずは取り上げたい。

両者は「義務」の出自について中国由来と日本での訳語という二説に大別し、その諸説を紹介している。前者に関して両者は、中国における洋書漢訳第二期（1807年から19世紀末）に出版された英華辞典類には、duty や obligation を「義務」と訳した例がないとしている（佐藤 1988；孫 2015、215頁；後藤 2020も参照）¹。続く第三期（1862年の同文館設立以降）の刊行物の中で人文社会科学分野を代表するH・ホイートン著、W・マーティン訳の『万国公法』については、この漢訳書で「ライト」と「オブリゲーション」に当てられていた訳語「権利」、「義務」を拝借したとする、箕作麟祥自身による言及があるが、佐藤・孫ともに、実際には訳語「義務」が見いだせないことを確認している（佐藤 1988；孫 2015、216-217頁）²。

両者が見解を異にするのは、「義務」が中国語古典に由来するか否かについてである。佐藤はこれについて鈴木修次の見解、すなわち、膨大な量の中国古典語を集大成した清朝の『佩文韻府』には「義務」の語が見いだせず、諸橋徹次編『大漢和辞典』の「義務」の項にも出典が挙げられていないことから、この語が中国語古典に由来するのではなく、「日本人の造語である可能性がきわめて強い」との見解を紹介している（鈴木 1981、51頁）。その一方で佐藤は、中国で刊行された辞書『辞源 修訂本』（商務印書館、1979年）の記述を基に、「義務」が徐幹著『中論』の一部「貴驗」に由来し、人間としてなすべきことを意味するとしている。

佐藤が引用しているのは、次の文である。

○合_レ乎_レ正_レ確_レ的_レ事。漢徐幹中論貴驗。詩日伐木_レ丁_レ丁_レ、鳥鳴_レ哩_レ哩_レ、出_レ自_レ幽_レ谷_レ、遷_レ於_レ喬木_レ。言朋友之義務、在_レ切直以升_レ於_レ善道_レ者也

これに対して孫は、文中の返り点が佐藤によるものであることを指摘し、『四庫全書』の『中論』の原文によりながら、前後の文脈からして、「義務」を一つの語と見るより、「務」を副詞の「つとめて」と解釈して、「言朋友之義、務在_レ切直以升_レ於_レ善道_レ者也」と読むほうが適切だと主張している。そして自らの説を、『漢語大詞典』の項目「切直」での同じ箇所からの引用文「切磋相正。漢徐幹『中論・貴驗』：言朋友之義、務在切直以升善道者也」によって補強している（孫 2015、214）。

佐藤の中国古典籍起源説には、中国古典籍を通じた「義務」の日本への受容（という推定的事実）と、日本における「義務」の初出との間の時間的ギャップという問題が伴う。佐藤が日本での初出例として挙げるのは、『二宮翁夜話』および津田真道訳『泰西国法論』（1866年成立、1868年出版）である³。そこで佐藤は上のギャップを説明するために、漢語「義務」よりも和語のツトメなどが優勢であったこと、また、「義務」の対義語である「権利」ほどはこの語が多用されなかったことを挙げている。そして、数少ないながら「義務」という語が使用されていたという〈事実〉が、『二宮翁夜話』および『泰西国法論』での使用に反映したと考える方が、突然の出現と見なすよりも妥当だとしている。これに対して孫の説は、それ自体で説得力を有するのみならず、上のギャップを埋めるこうした理由付けを不要にするという利点も持つ。そこで以下では、日本起源説の立場で、訳語「義務」創出に至る経緯とそれに込められた意図について、先行研究を踏まえながら再検討したい。

津田真道訳『泰西国法論』（1866年成立、1868年出版）と同時期の法学文献として、オランダ留学を共にした西周がフィッセリングの講義筆記を翻訳した『万国公法』（1866年成立、1868年出版）がある。しかし佐藤（1988）によれば、同書には「義務」が登場せず、西の私塾育英舎における講義を門人永見裕が筆録した『百学連環』（1870年9月）が西における初出文献である。他方、孫は、訳語「義務」の成立途上にある別の表現が西訳『万国公法』の中に見いだされることに注目する。〈「義」＋これを修飾する動詞としての「務」〉という用例3例である（孫 2015、208-219頁）。そのうち2例を挙げる。

○萬國公法ハ法學ノ一部ニシテ、萬國互ニ相對シ乗ルコトヲ得ルノ權ト務メサルコトヲ得サルノ義トヲ論スル者ナリ（第1巻、第1章、第1節）

○國使ノ義、務ムヘキ所ノ者ニツ

第一ニハ 其本國ノ君主ニ對スルノ義

第二ニハ 其使スル國ノ君主ニ對スルノ義（第4巻、第4章 國使ノ權義、第16節）⁴

孫は、津田真道訳『泰西国法論』にも同様の表現 7 例が見いだされることを指摘している(孫 2015、219 頁)。うち 2 例を挙げる⁵。

○国内居住の外国人亦兵役納税等国人一般の義を務む可し(巻 2、第 2 篇、第 11 章)

○国法論の大本に従ば根本律法の掲記する所左の如し

第一 国家に対して住民有する所の諸権

第二 国民の公権即所謂都人士権

第三 国家に対して住民の務む可き義(巻 4、第 3 篇、第 1 章)

孫によれば、『泰西国法論』にはこの表現とともに、「義務」を用いた 6 例が見いだされる。これもいくつか挙げる。

○爰に国家命を下して住民を召す時に当て住民得て辞す可らざる義務あり、下章に之を列举す(巻 2、第 8 篇、第 14 章；『津田真道全集 上』148 頁)

○住民一般の義務として銀を国家に貢す是レ諸国の通例なり(巻 2、第 8 篇、第 19 章；『津田真道全集 上』150 頁)

○第一 政府其行事并に全国の形勢及び国家の大利害に関する事を報告す可し、是政府の義務なり(巻 4、第 6 篇、第 4 章；『津田真道全集 上』168 頁)

以上のことから、孫は、『泰西国法論』が刊行されるまで津田が訳文の推敲を重ねる中で、〈義を務む〉〈務むべき義〉といった表現の略語として、「義務」を造語したと推測している(孫 2015、219-221 頁)⁶。このように、訳語「義務」の成立過程を明らかにした点で、孫の研究は有意義である。しかしながら孫の研究は、「義務」成立以前の「権」「義」(=漢訳表現の借用)から成語「義務」に至る過程で西や津田が十分推敲したと指摘するにとどまっておき(孫 2015、218)、推敲の内容についての明確な言及がない。例えば、彼らの推敲の例として西周『百学連環』から、**right** と **obligation** を「権」、「義」と訳し分けた以下の箇所を挙げているが、この文の前半で両者に同じ「権」の語が当てられていることについては触れていない。

その上に使ふべき権を持つときは下之に事へるの権を有するを即ち **Right Obligation** といふ。その互に持有する所のライトを権と訳し、**Obligation** なる字を義と訳せるなり(『西周全集 第 4 巻』、1962 年、167 頁)

これに対して小泉(2008)は、「その上に使ふべき権を持つときは下之に事へるの権(筆者：義とすべきか?)を有するを即ち **right obligation** といふ」とカッコの中で疑問を呈し

ている。もしこれが西の単なる書き間違えでないとしたなら、そこにはいかなる理由が考えられるのか。

他方で西は、『百学連環』の同じ箇所 **right** を漢土の「義」に当たる語とし、さらに『百学連環』より後の『百一新論』（1874年）では、「この権も漢ではやはり義と謂て、別に區別を立てぬ」として、「取る方より言う義」（＝権）を、「与ふるより言ふ」義から區別している（『西周全集 第1巻』、1962年、272-273頁）。つまり権利と義務をいずれも「義」と訳す可能性を示唆しているのである。

2. 「義務」以前の訳語：広義の「義」と狭義の「義」

西が **right** と **obligation** をともに「権」で表現していることについて何らかの解釈を試みた先行研究は、まだ見いだせていない。これに対して、**right** と **obligation** をいずれも「義」と訳すことについては、権利概念の受容に関する先行研究の中で説明が試みられている。

right/regt (Recht)/ droit の訳語として「義」が用いられた例として注目すべきは、『百学連環』（1870年）において西が **right** と **obligation** に「権」の訳語を使用した上掲箇所の前後を含む次の段落である。

英国に **right** といふ字あり。正或は直と譯する字にして、漢に於て之を權と譯せり。此ライトなる字は即ち漢の義といふ字に当たる字なり。元來漢の考へと西洋の考へと異なる所にして、漢にては君臣義ありと言ひて、義は互にあるものにて、君の臣を使ふに義を以てすれば、臣の君に事るに義を以てすと考へしを、西洋にては之をライトとなし、各々自己に持有するものとし、君は臣を使ふ權を保有するときハ、臣の君に事つるの義を持有し、或は君の臣を養ふへき義を持有するときは臣の君に養はるへき權を持有するものと考へしものなり。故に漢の義といふ字を用うるところに當れり。然れとも別にライトなる字に適當したる字の無きところより、權の字を譯せしものなり。〔改行〕その上に使ふへき權を持つときは下之に事へるの權を有するを即ち **right obligation** といふ。その互に持有する所のライトを權と譯し、**obligation** なる字を義と譯せるなり。〔改行〕此ライトなる字を我か國語にてはスヂと譯すへし。スヂは即ち直路なるか故に最も適當せりとす（『西周全集 第4巻』、1962年、167頁。傍線は省略した。）。

類似の説明は『百一新論』（1874年）にも見いだされる。

法ハ元人ノ性ニ本ヅクモノデ、漢デイフ義トイフモノナレド、コノ義トイフモノ人二人リノ間ニ出來て、譬ヘバ臣トナリ君ニ仕フル義アリ、其代リニ君トナリテ臣ヲ養フ義アリ、コノ義ニ對シテ又權トイフモノガ出來ルデゴザル、コノ權モ漢デハヤ

ハリ義ト謂ツテ、別ニ區別ヲ立テヌコトナレド、西洋ノ考ニテハニツニ別ルゝ故ニ、姑ク権トイフ字デ譯シテ御話シ申スデゴザルガ、ソノ権トイフ考ハ論語ニ義アツテ而シテ後ニ取ル〔憲問篇〕、又利ヲ見テ義ヲ思フ〔憲問篇〕、又孟子ニ其之ヲ取ル所ノモノハ義カ不義カト云ツテ〔万章下篇〕ナドイフハ義トイヘドモ取ル方ヨリイフ義デ、與フルヨリ言フトハ違ヒノアルコトナリ、爰ノ所ヲ西洋デハ権ト云ヒ、譬へバ臣ハ君ニ對シ養ヲ受クベキ権アリ、君ハ臣ニ對シテソノ臣ノ使令ニ供スルヲ望ムノ権アリ、箇様ナ譯デ、権義トイウコト人二人リ對スレバ互イニ生ズルコトデ、総テ人間ノ交際ニ何一ツ権義ノ考ノナイコトハナイコトデ... ..ゴザル（『西周全集第1巻』、1962年、272-273頁。〔〕は野田1979における補足）。

後述する論点を補いながらこの二つの引用部分の要点を整理すると以下のようになる（〔〕は筆者の補足）

- 権利と義務という対は、洋の東西を問わず、すべての人間の交際にならず伴う。
- ただし、中国と西洋とではその捉え方に相違がある。
- 中国の古典籍（『論語』）では、**right** に相当する語は「義」である。
- 君臣〔という身分〕間に存立する相互的な義〔という関係主義的な徳〕がその例である。
- これに対して西洋においては、**right** を、君臣間に存立する相互的な義ではなく、君臣関係以前に単独で存在する各人〔原子論的個人〕が〔実体的に〕持つものと考え、それとの対応において「義」をとらえる。
- この相違を踏まえて、〔ホイートン著・マーティン漢訳『万国公法』では〕**right** に「権」、そしてそれに対応する **obligation** に「義」の訳語が当てられた。
- 中国の古典籍にもこの「権」に相当する考えはあるが、西洋においては **right** と **obligation** の二つに区別されるのと異なり、「与ふるより言ふ」「義」に対する「取る方よりいふ義」として〔広義の〕「義」に包摂され、表現の上で区別がない。
- 権利と義務は中国においても西洋においても相互的な関係にあるが、西洋においては〔実体的〕権利から義務を、また、〔実体的？〕義務から権利を導出するという仕方で権利と義務とが対化されている。これに対して、中国では〔広義の〕「義」の下で両者は未分離であり、しかも〔狭義の〕「義務」から、「取る方よりいふ義」としての権利を導出するという関係にある。
- 英語の **right** は〔日本では〕「正」あるいは「直」と訳していたものを、中国〔ホイートン著・マーティン訳『万国公法』〕では、「権」と訳した。
- **right** は日本語では「スヂ」（＝直路）と訳すべきである。

西は『百学連環』の上記引用箇所、西洋における **right**（そしてそれに対応する **obligation**）を「君は臣を使ふ権を保有するときハ、臣の君に事つるの義を持有」する関係と説明したす

ぐ後で、right と obligation との関係を「使ふべき権を持つときは下之に事へるの権を有する」と表現している。「義務」は、相手の立場に立つ際は「権利」だから「権」と呼び変えたというわけではない。主語は仕える義務を持つ臣下だからである。そこで考えられるのが、西が、中国おける「君の臣を使ふに義を以てすれば、臣の君に事るに義を以てす」に引き寄せて、それを反転させて表現したという可能性である。

ただしこのことは、西が、個人的人格が実体的に保有する権利を核とする西洋近代の法理解を、身分関係に基づく封建的義務概念を核とする東洋の法理解へと歪曲して受容したことを必ずしも意味してはいない。なぜなら、上の引用箇所において西は、西洋の right と東洋の義の相違に十分自覚的だったからであり、しかも、狭義において捉えられた両概念の相違にもかかわらず、両概念がその根底において相通じる概念であることも熟知していたからである。以下この二点について、もう少し詳しく見てみよう。

柳父によれば、right を「権」、「権利」「権理」「権義」など、「権」という字で翻訳するようになったのは、幕末頃からであり、なかでも西周と津田真一郎が、この訳語を定着させた人物である（柳父 1976、64）。また、野田（1976）は、津田真道がフィッセリングの講義を 1866 年に訳了し、西周訳『万国公法』と同じ 1868 年に出版した『泰西国法論』が訳語「権利」の初出例だとの見解を示している。

津田は同書冒頭の「泰西法学要領」において、西洋の法学の淵源であるローマ法から書き起こし、それに続けて次のように述べている。

法学法朗西語に之をジュリスプリュダンス又シエンシ、ジュ、ドロワといひ英吉利人之をジュリスプルーデンシ又サインシ、オフ、ゼ、ラウと称し、独逸にレグツウイスエンシャフト或はレグツゲレールサームカイトと云ひ和蘭にレグツレールドヘイドと云ふ、英のラウは法の義なりヂュリ即佛のシュリ及ビドロワ獨蘭のレグトは、詞訟俗に所謂公事の義にてシエン〔シ〕、ウイスエンシャフト、ゲレールドヘイド等は学の義なり、故に唯英語のみ法学と翻す可く他は詞訟の学公事学と訳す可し、ドロワ、シュリ、ヂュリ皆詞訟の義なれ共本来曲直の直の義にて、其淵源は拉丁[ルビ：ラテン]のユスなり、ユスの本義即直なり、蓋詞訟は理直を以て勝ち曲を以て敗るればなり、漢人法官を称して司直といふも此の義なり、邦語の公事も私曲無き義なるべし、英にライトてふ語あり、全く同義にて用法も略同じけれ共学科の名にはラウ法の語を用いてライト直てふ語を用いず、漢土の語法英の例に似たり、故に今此学の総名を訳して法学といふ邦語にては公事学とも訳す可し

右の如くドロワ、ライト、レグトは本来正直の義にて正大直方自立自主の理を伸る意を含む、然れ共諸国慣習の用例其義一ならず、大略を撮むに左の如し。

其一 義の対にして権と訳す可し。譬ば券主は償ふべき義あり、債主は之を責る権あるが如し、法学中此意に用る所尤多し、故に法学又之を権学と訳す可し。

其二 分と訳す可し、人各分あり、父死して子嗣くは子の分なり、売買は商の

分耕種は農の分にして他人之を争ふ可らざるが如し

其三 正直の本義にして律法と相對す、蓋律法宜しく正しかる可し、然れ共時ありて枉れる事あればなり

其四 国例と訳す可し、譬ば羅馬国例法朗西国例と謂ふが如し、此は羅馬国法朗西国に通行せる権と分なり。

其五 每事一定の条例あり、此条例を総括したる者を謂ふ、譬ば家法又後見の権の如し彼土にては同義なれ共我邦にては一は法と訳し一は権と訳すべき

其六 学者理を考へ道を講ず、其議論世法とす可し、此時は又之を義と訳す可し

其七 直に之を法学と訳す可し

其八 司法院等聴訟驗治の所を指す

其九 理非曲直を判ずる語を指す

其十 或は此語を仮りて非を枉て理と為す、至強の権の如し⁷

〔中略〕又古昔彼土に人奴あり生殺与奪の権皆其主人に在りて人奴は毫釐も権を有せず禽獸草木に等しく惟主人所有の一物耳、是大に天理人道に背けり、後世人文大に闡け人々皆律法上に同権を得るに至り人奴遠く縦を絶したり、但黒奴は天の罪人にして尋常の人類に非ずと云る彼国古来の陋見と利欲とに惑ひて近時まで存したり、英吉利人魁として之を廢し、晚近米利堅の奴乱平定して黒奴始て人間に蘇生するを得たり、然るに我邦土人、無礼を咎めて人を殺す権あり。至強の権か、非理の理か、思ふ可き事なり

(『津田真道全集 上』、2001年、113-115頁。傍線は省略した)

この箇所では挙げられた **droit/regt/right** の意味はおおよそ次の四つに分類できる。

① 実定法に対する自然法

前段部分：「直」〔正しさ〕を意味する **jus**

前段部分および其九：「理直」、「理非曲直」

其三：律法に対する「正直」

後段部分：実定法 [=law] 上の権利の根拠としての「天理人道」

② 訴訟/裁判所

前段部分：詞訟

其八：司法院等聴訟驗治の所

③ 狭義の義に対する権

其一：「権」と「義」

其四：「権」と「分」

④ 広義の義

其二：「分」

このうち②、③については補足を要しないであろう。④の「分」は、それが身分関係に基づく義務を表す語であるとするれば、権利を意味する *droit/regt/right* の訳語としては一見奇妙である。しかしここでの「分」は義務とも権利とも読め⁸、西周における *right* と *obligation* を包括する広義の「義」と重ねて理解することができよう。そして、この広義の「義」「分」が指示しているのが、津田の「直」、西の「スヂ」（＝直路）という訳語が表す①の自然法ないし道徳の次元であると考えることができる。

興味深いのは、津田が、中国の「司直」、英語の *right*、日本語の「公事」のいずれも、「直」を意味すると指摘して、*droit/regt/right* が持つ〈自然法—実定法〉という二層構造を、「義」中心の中国・日本の法実践の中にも見出していることである。このことが、*droit/regt/right* と「義」との、さらには〈*droit/regt/right—obligation*〉という対と、〈権—義〉という対との重ね合わせを容易にしたことは疑いない。

ただし、津田の「直」、西の「スヂ」（＝直路）という訳語は、彼ら独自のものではない。西は『百学連環』で、「ジュリスプリーデンス」の直訳として「正路之學」「正義學」を挙げ、*law* の訳である「法學」（ルビ：リノナヒ）と区別して「義學」（ルビ：スヂノナヒ）と訳すことを提唱している（『西周全集 第4巻』、1962年、184-185頁）。大久保はこれらの訳語について、『長崎ハルマ』以来の蘭学の鉤脈を見て取っている（大久保 2022、410）。日本で最初の蘭和辞典であり、『長崎ハルマ』（H. ドーフ『道訳法児馬』、1819）が底本としたいわゆる『江戸ハルマ』（F. ハルマ『ハルマ和解』、1796）の *regt* の項では、以下の訳が挙げられている。

- *regt* : 国法、公古又ノ捌キ、公古又訴訟など

これに対して『長崎ハルマ』では、『江戸ハルマ』には挙がっていなかった「真直」、「正直」、「筋」という訳語が加わっている。

- *regt. z. g. gerechtigheit* : 政法又法律
- *regt* を含む関連語 : 国法、裁判所、捌き方、公吏、或ることに主となるべき筋を持てをる、或る事に理を持てをる、正直にして、真直なる、真の、真向ふに、其通りである、など

大久保（2022、401頁）はこれを、近世日本で〈権利〉としての *regt* を紹介した最初期の例と見なし、「オランダ語の *regt* が、法や司法など法律概念と、正しさや正義など道徳観念とを併せ持ち、〈権利〉としての *regt* がその両者の接合部に位置することを絶妙に捉えた苦心の解釈」だと指摘している。「或ることに主となるべき筋を持てをる」「或る事に理を持てをる」といった『長崎ハルマ』の訳例は、まさに自然法を根拠にした〈権利〉の意味での *regt* を的確にとらえていると言える。

『長崎ハルマ』の訳語は、日本最初の英和辞典とされ、西も編集に加わった堀達之助編『英和対訳袖珍辞書』の第一版（1862）でも踏襲されている。

- right : 廉直なること、捌き方、右手、正当に
- right を含む関連語 : 捌き方通りに、真直に、正直に、正道に導てやる、など

ところが、大久保（2022、402）も指摘するように、1867年の改正増補版になると、「正しきこと、道理、当然、免許、権、右」と、「権」という訳語が加わっている⁹。西や津田も、『万国公法』、『泰西国法論』において *regt* に「権」「権利」の訳語を当てており、その背景に、ホイートン著・マーティン漢訳『万国公法』において（狭義の）「義」「分」「分位」の反義語として用いられた訳語「権」「権利」を彼らが参考にしたことが指摘されている（孫2015、49頁および199頁）。にもかかわらず、西が *regt/right* の自然法的・道徳的次元を「義」（津田の場合は「分」と重ね合わせた理由は、出原（1982）によれば、原語の真意と漢訳語の語感との間の開きを感じて、この開きを埋めるためであった。蘭学・洋学の蓄積がそれを可能にしたことがわかる。

訳語「権」「権利」が近代化期の日本において確立する過程、そしてその影響・結果については少なからぬ先行研究の蓄積があり、*regt/right* とその漢訳語「権」「権利」との間に西が感じたであろうずれについても推測が可能である。まず、西や津田が *right* および *obligation* という概念を受容しようとした時期までの西洋における自然法思想の展開について確認しておこう。

柳父によれば、「権力」（*power*）による法に対置される自然法（*ius*）を受け継いだのが、ホブズ、ロック、ルソーの *right* [*droit*] という観念である（柳父1976、80）。この観念の淵源を辿ると、野田（1979）によれば、ギリシャ語 *δικη* およびそれに相当するローマ法の *ius* は、いずれも一定の状況下である者がいかに行動すること、あるいは、何を受けることがふさわしい、あるいは正しいかを意味していた¹⁰。それゆえ、受けるにふさわしいものが利益であれば権利的な意味を持つが、不利益・義務を課されることもあり得るため、今日用語「権利」でそのまま置き換え可能な概念ではない。これが今日のような主観的な意味で用いられるようになった経緯について野田は、ヴィレエによる考察に寄りながら説明している。すなわち、この〈個人主義的・唯名論的 *ius* 概念〉成立の転換点となったのはウィリアム・オッカムであり、グロティウスが〈あるものを正当に持ったりなしたりすることのできる人の資格〉と定義することによって決定的となったという。さらに、19世紀のヨーロッパでこの意味の権利概念が定着した例として野田は、イェーリング著『ローマ法の本質』における「権利とは法的に保護された利益である」という定義を挙げている¹¹。

他方、西や津田が参考にしたとされるマーティン訳『万国公法』で多用されているのは「権」という訳語である（孫2015、201参照）。野田（1979）は、ものを量るはかりという「権」の原義から「権威」「権勢」という語が派生した経緯を推定し、この語が「正」や「直」とは無縁であるとしている。そして、『百一新論』（1874）では「権」を用いていた西が、同年

発行の『明六雑誌』第三号掲載の論考で「権利」と「権理」とを混用し、さらにその翌年に「権利」の語に統一することになる訳語変遷の理由として、「権」だけでは権利 (right) の意味なのか、権力 (power) の意味なのかはっきりしないという問題を指摘している。沢目によれば、西は、「権」を伝統的な政治権力者・支配者が持つ power に近い意味で理解しており¹²、これが、自然法を土台とする原語 right と漢訳語「権」とのあいだに西が感じたずれであると考えられる¹³。

ただし、「権」という訳語の不十分さについてはマーティン自身も自覚していた。『万国公法』凡例においてマーティンは、「権」が「有司所操之権」を指すほかに「凡人理所応得之分」も指すことがあるため、「利」の字を加えて「庶人本有之権利」と表現したことがあると述べている。マーティンが「権利」の語を用いた意図については二つの解釈が可能である。一つは、当時の欧米における right 概念が、先に言及した自然法という土台を離れることによって獲得するに至った「絶対無制限の」「利益主張」の意味を表現するために「権利」の語を用いたという解釈である。例えば野田 (1979) は、この結果、right の有する、ius の原義にまで遡るこの語の原義である〈正・直〉が文字の上では表わされないことになり、そして「権利」の訳語を引き継いだ日本において、単なる利益主張というまったく利己的な権利観念が普及したのだとしている¹⁴。この意味での「権利」は、この語の初出とされる『荀子』観学篇での「是故権利不能傾也」(《君子は権勢や利益の誘惑でもその心を曲げさせることはできない》)という用例と完全に合致しないにしても、重ね合わせが可能である¹⁵。これに対して、マーティンにおける「権利」は、権勢や利益(あるいは財貨)という漢籍での用例から脱却して、「凡人理所応得之分」という新たな意味に変化しているとする解釈もある。例えば、「一定の利益を主張し、また、これを享受する手段として法律が一定の資格を有する者に賦与する力」という現代語の意味として使用されたのだとする孫 (2015, 198 頁) の解釈がそうである。マーティンの真意がそのいずれにあるにせよ、「権利」の語が、自然法を土台とした自然権を意味する原語 right の訳語としてふさわしいとは言い難い。「利」の語は、『論語』里仁篇の「君子喻於義、小人喻於利」に見られるように「義」の対立語であり、むしろ西の用いた「義」、あるいは津田の用いた「分」の方が、こうした側面的に捉えている¹⁶。

西にとってこうしたずれが看過し得なかつたであろう理由として、フィッセリングが西に講じた法学が、当時すでに過去のものとなりつつあった自然法思想に基づいたものであったことが挙げられる¹⁷。幕末から明治初頭において、近代の啓蒙的合理主義は、すでに歴史主義・実証主義・功利主義等へとその座を明け渡し、啓蒙的自然法思想を批判する思想家が登場していた。植手によればしかし、明治初頭の啓蒙思想家が読んだ書物は啓蒙主義後の思想家の手によるものであるにもかかわらず、彼らはそこから近代の啓蒙主義、そして啓蒙的自然法思想を読み取った。植手はその理由を二つ挙げている。一つは、「既存の政治秩序を維持しようとする立場のものには、オルガニスティックな国家が抱かれ、逆に、政治秩序を変革しようとする立場のものには、アトミスティックな国家観が取られる傾向」があり、明

治維新期という革命期には後者が選択的に摂取されたという事情である。二つ目は、西洋の自由・権利の観念が儒教、とくに朱子学の理論を媒介として受入れられたという事情であり（植手 1974、115-116）、そのために考え出されたのが、「天賦人權」「性法」という観念であった（植手 1974、150）。

一つ目の事情が西や津田にも作用したことは、先に引用した津田の「ドロワ、ライト、レグトは本来正直の義にて正大直方自立自主の理を伸る意を含む」という一文、そして、『万国公法』で「人ノ性上ニ本ツキタル天然固有ノ權」である「自有ノ權」（『西周全集 第2巻』、1962年、15頁）を、1871年の『性法略』で「原有ノ權」（『西周全集 第2巻』、1962年、111頁）を説く西が語った次の（上で『百一新論』から引用した箇所が続く）一文が、これをよく裏付けている。

此權義ト云フモノ人ノ性上ニ備ハル自愛自立ノ心ト相和シテ、人々己ガ權ノ在ル所ヲ重ンジ、之ヲ失フコトナク、是ニ對シテ人ノ自愛自立ノ心ヲモ怨シテ人ニ對スルノ義ヲモ重ンジ、互ニ相抵當シテ寸分ノ餘地ヲモ残スコトナシ（『西周全集 第1巻』、1962年、273頁）

しかし、もしそうであるならば、二つ目の事情がどれほど作用したのかについては、やはり慎重に再検討する必要があるように思われる。西や津田の語る「自立自主」「自愛自立」の人が持つ「權」は、たとえ津田が想定したように、東西に共通する自然法という思想を基礎にしているとしても、封建的身分制の倫理とはかけ離れているからである。そこで以下では、西が違和感を覚えながらも、「權」「権利」の訳語を用いるようになった理由や背景を探ることを通じて、西における疑似身分制的理解の実際について、一定の解釈を提示したい。

3. 疑似身分制的受容という解釈の妥当性

幕末から明治初頭にかけて、西洋の自由・権利概念が導入された際に、儒教思想がその基礎としての役割を果たしたとの指摘は少なくない。例えば植手はこのような受容の経緯のゆえに、個人の自由・権利の観念の理解に不徹底さを残すことになったとしている（植手 1974、117頁）。また、狭義の「義」の対概念としての「權」の理解について沢目は、西が儒教的観念に基づいて **right** を解釈し、まず「義」があり、それに対して「權」があるという導出関係を描いていること、そして、**right** を二人の間にあるものとして、「与える」ものか「取る」ものかと実体化していると述べている（沢目 2005、371頁）。同様の指摘は出原にも見られる。すなわち、西は、君臣間の「義」を双方が自有することを「ライト」の意味にとり、人々の間に生じる権利義務を君臣間の双務契約の関係におき直して理解しようとしたというものである。出原はこれについて、西が「東西文化圏の接点に立って当惑しながらも最後には漢文化の世界に身を寄せている様子がうかがわれる」とまとめている（出原 1982）。

津田が『泰西国法論』冒頭の「泰西法学要領」で *droit/regt/right* の二つ目の意味として挙げている「分と訳す可し、人各分あり、父死して子嗣くは子の分なり、売買は商の分耕種は農の分にして他人之を争ふ可らざるが如し」についても沢目（2005、367頁）は、*right* の訳語である「分」を義務とも読み取れるように解釈しているとコメントしている。

たしかに津田はこの用例において身分制的概念を使っている。例えば大久保は、*right* を「分」と捉える津田の議論の背景に、「必ずや名を正さん乎」（『論語』子路第一三）、「人は何を以て能く羣する。曰く、分あればなり。分は何を以て能く行はる。曰く、義を以てすればなり」（『荀子』王制）のような「分」「名分」を巡る言説があったとした上で、近世日本の「職分」観念との関連を指摘している（大久保 2022、409頁）。しかし、上でも指摘したように、ここでの「分」は自然法の次元を示唆していると考えられる。つまり、一つ目の意味として挙げられた「義」とそれに対する「権」、四つ目の意味として挙げられた「権と分」とを共に含むような次元である。

さらに、幕末の時点で、「分」概念自体が「権利」の意味を備えるようになっていたことにも目を向ける必要がある。川島は、伝統的に日本人には「権利」の観念が欠けていると指摘し、その理由として、「そのようなことばを用いる必要がなかった」からだとしている。その一方で川島は、徳川時代にも土地・家屋の所有や金銭の貸与という事実があったことを認めている（川島 1967、15-16頁）。これについて熊谷は、「権利」の語に代る表現として、「株」「分」「分限」という語に「権利」と同じ観念が含まれており、江戸時代後半には権利の意識がかなり熟していたと指摘している。そしてここに、明治になって「権利」の語が法令の公用語として用いられるやいなや広く流布した理由を見出している。熊谷はさらに、「株」や「分」として認められた利益や力が過当に使われたときなどに、それを抑制する根拠として「条理」「道理」といった語が用いられたことにも触れている（熊谷 1991、122頁）。こうした背景を踏まえるなら、津田が *droit/regt/right* の第二の意味として挙げた「分」は、「権」と「義」（＝狭義の義務）を包括する自然法としての「分」とも、「権」に対する狭義の義務としての「分」とも異なり、まさに権利を意味していると読める。それでも「権」の語とは区別して「分」と表現した理由は、やはり自然法の次元とのつながりを示したかったからではなかろうか¹⁸。

近世日本において「分」が権利の意味をも持ち得るようになっていたことは、権利主体という観念が一定程度形成されていたことをも意味する（同時に義務の主体の形成も）。このことは、西や津田が *droit/regt/right* を正しく理解する上で重要な背景をなしていたと考えられる。もちろん、彼らが *droit/regt/right* を、「義」という儒教的枠組みに摺り寄せて理解したとする指摘は、ある程度までは妥当する。異文化を理解する際に自らが寄って立つ文化の枠組みに依拠する（他ない）ことは、当然である。しかし、西や津田は、西洋の *droit/regt/right* と東洋の「義」とが異なっていることを十分意識していたがゆえに、「分」「義」に対して「権」（津田）、「義」に対して「権」（西）という、必ずしも的確とは言えない訳語を使用してまで、権利と義務とを区別したのではないだろうか。先に引用した『百一

新論』で西は「権義トイウコト人二人リ對スレバ互イニ生ズルコトデ、総テ人間ノ交際ニ何
一ツ権義ノ考ノナイコトハナイコトデ... ..ゴザル」と述べて、西洋の権利義務と、東洋の
〈取る方より言う義〉と〈与える方より言う義〉とをいずれも人間関係に基づく関係主義的
概念であるかのようにまとめている。しかし、西は、必ずしも人間関係の中で生じる権利義
務を君臣間の双務契約の関係におき直して理解しようとした（出原）わけではないし、**right**
を二人の間にあるものとして、「義」に引き寄せ、「義」から「権」を導出するという仕方で
「与える」ものと「取る」ものという実体的区別へと導いている（沢目）わけでもない。む
しろ西は **droit/regt/right** を、君臣という人間関係の内に成立する相互的な「義」ではなく、
君臣関係以前に単独で存在する原子論的個人に実体的に内属するものと考え、それとの対
応において「義」をとらえていると読む可能性も残されているのである。

この相違は、次のような表現によって一層正確に示すことができる。すなわち、西洋にお
いても東洋においても権利と義務が双務関係にあることを認めるにしても、東洋における
〈取る方より言う義〉と〈与える方より言う義〉が人間関係に依存し、人間関係の中でこそ
生じるという意味で、【関係依存的】であるのに対して、西洋の権利義務は人間関係に先行
し、むしろその人間関係の在り方を指令するという意味で、【関係規定的】と名づけること
によってである。

このように東西で性質を異にすることを正確に把握していたがゆえに、西は
droit/regt/right に「義」ではなく「権」「権利」という訳語を当てたのだと考えられる。

それでもなお、儒教的枠組みに引き付けて **droit/regt/right** を解釈し、儒教的観念を訳語
として用いた例を挙げるとするなら、「職分」という語が東西法文化を取り結ぶ役割を果た
したことに触れておかなければならない¹⁹。

「職分」という語は、「本分」とならんで、中国の洋書漢訳第二期に刊行された英華辞典
類の中で、**duty** や **obligation** の訳語として用いられている。たとえば、メドハースト『英
華字典』（1847-48）では、**duty** に「本分」、この語を含む関連語の一つ **the duties of an office**
に「職分」の訳語が当てられている。ロプシャイト『英華字典』（1866-69）では、**duty** に
「本分」「職分」、そして **the duty connected with one's office** に「職分」の語が当てられて
いる²⁰。また、日本においても、『江戸ハルマ』（1796）では **pligt** に「職分内ノ事」という
訳語が当てられている。他方、『江戸ハルマ』を底本とした『長崎ハルマ』（1819）では同じ
語を「勤メ」と訳している。さらに、『英和对訳袖珍辞書』（初版：1862）にも「職分」の訳
語は見られず、**duty** を「勤メ」、「運上」、「年貢」、**obligation** を「関係」、「務」と訳してい
る（ここで「関係」の訳語が当てられていることは大変興味深い）。

ところが、中島（2007）によれば、朱子学的世界観を背景とし、幕藩体制崩壊とともに過
去へと葬り去られてもおかしくなかったこの「職分」という語は、明治4年に出版された
『西国立志編』（S. Smiles, *Self-Help*）で、中村敬宇（正直）が **duty** を「職分」と訳出し、
この書が新時代の福音書として広く受容されたことにより、「職分」の語は新たな生命を吹
き込まれて蘇ったという。中村はこの語が、社会を構成する各個体が天理によってあらか

じめ指定された一定の地位に相応しい「職分」を果すことで、全秩序が維持・再生産されるという朱子学的な有機体的世界観を前提していること、したがって、**duty** が絶対的（実体的と言うべきか）な「個人」に属するのに対し、「職分」は相対的な「位置」**position** に基づくことをただしく指摘している。さらに中島は、朱子学に内在する普遍志向が徹底されることによって、中村においては「職分」の主体が近世の具体的身分関係から脱出し、西洋的個人へと接近していると解釈している。中島の趣旨は、中村による啓蒙主義的原子論的個人の発見ではなく、スマイルズの **duty** 自体がすでに啓蒙主義以後の有機体説に依拠していることに〈**duty** と「職分」の共鳴〉の基盤を見出し、それによって「職分」概念の変容を追跡して、中村における「職分」の帰属先として西洋的「個人」とは別の類型の、いわば「東洋的個人」の類型を指定することにある²¹。つまり、啓蒙主義から一歩進み、かつ封建的身分制へと半歩後退した、その意味で【疑似身分制的】な **duty** 概念と、封建的身分制から半歩進んだ中村の、その意味で【疑似身分制的】な「職分」概念とが呼応したということである。

しかし、ここで注目したいのは、人間関係からの「職分」概念の引き離しと実体化が、すでに幕末に至るまでに一定程度自生的に行われていたことである。大久保は、津田が『泰西国法論』で **droit/regt/right** の二つ目の意味として挙げた「分」が「職分」観念とつながりを持つことを示唆している。大久保によれば、「職分」が世襲身分制を前提する観念でありながら、すでに 18 世紀後半以降には身分階層を越えて個人に即した「職分」観念へと転換していたという（大久保 2022、409 頁）。その際大久保が依拠しているのは、平石（1991）における近世日本の〈職業〉観についての分析である。平石はそこで、18 世紀後半の新たな思想傾向として、①「功業」ないし「創業」の精神、②自我中心的な態度の出現、③新しい普遍平等主義的な〈天職〉観の三つを挙げ、とくに②の観点について、海保青陵（1755-1817）を例に次のように論じている。すなわち青陵は、「天」から賦与された才智や身体を働かせて得たものこそ、「真に」天の賜物というにふさわしいとして、財産や官職、また身分の世襲制に対する原理的な否定の立場を取り、これによって「青陵では『個人』が他から切れ、原子化されていた」と。アトミズムとコスモポリタニズムとの順接的結合である。

もしそうだとすれば、人間関係から引き離され実体化した 18 世紀後半以降の「職分」観念は、義務のみならず権利の観点でも、原子論的主体の出現を反映したものだと考えることができよう。このような〈原子化〉のプロセスを具体的に示す歴史的事実がある。尾脇（2011）は、とくに公的場面において一人が二つの名前を使用し、領主や社会集団から別個に認知を受けて二重の支配を受ける、さらには、そのそれぞれの人別帳に記載されることで、一人の人間が二人として把握される、二重戸籍のような事態が生じていたことを突き止め、この老人両名という処理方法は、暗黙の了承の下、明治初年頃までかなり存在したと推測している。このことを踏まえるならば、幕末から明治初年にかけて行われた **droit/regt/right** や **duty/obligation** の翻訳導入は、身分制的「職分」観念にひきつけて〈東洋的に〉解釈したというより、「職分」観念自体の進展によって、原語の意味を自然に理解できるよう準備され

ていたという側面も持つと言えよう。

おわりに

西がフィッセルリングの自然法の影響下にあったのは 1874 年ころまでで、その後実証主義（その意味で歴史主義）・功利主義への転換が始まる。「法学関係断片」（1878 年ころ）で西は、権利・義務の【関係依存的】理解への転換を示している。そして、この断片を基にして 1878 年末から 1879 年初頭に作成されたとされる草稿「原法提綱」では、「人身原有之権」を「性法謬説」と断ずるに至る（『西周全集 第 2 卷 法学・政治篇』、1961 年、150 頁）²²。

実証主義・功利主義という最新の学問動向に刺激されることによって、西が一見古めかしい関係主義に傾斜していくというねじれはとても興味深い。もちろん自然法思想とそれに基づく近代の原子論的人間観を経た後の関係主義は、封建的身分制下でのそれとは異なり、あくまでも〈疑似〉身分制的と呼ぶべきものである。明治 20 年代以降に、井上哲次郎や中島力蔵が T. H. グリーンの疑似身分制的人格概念を援用して国民道徳を提唱するまでには、以上のような格闘が必要だったのである。

〈一次文献〉

- 『津田真道全集 上』、大久保利謙、桑原伸介、川崎勝編、みすず書房、2001年
- 『西周全集 第1巻：哲学篇』、大久保利謙編、宗高書房、1960年
- 『西周全集 第2巻：法学・政治篇 社会・経済篇 教育篇 言語・国語篇 第1』、大久保利謙編、宗高書房、1962年
- 『西周全集 第4巻：百学連環』、大久保利謙編、宗高書房、1981年
- 畢洒林著・西周助訳『天賜 万国公法 第1-4巻』、1868年夏
- F. ハルマ『ハルマ和解』、1796
- H. ドゥーフ『道訳法児馬』、1819
- 堀達之助編『英和对訳袖珍辞書』第一版、1862年
- C. ヘボン『和英語林集成』第一版、1867年
- C. ヘボン『和英語林集成』第三版、1886年
- メドハースト『英華字典』（1847-48）：Medhurst, Walter Henry, *A Chinese and English Dictionary : containing all the words in the Chinese imperial dictionary, arranged according to the radicals*, vol. 1-2.
- ロブシャイト『英華字典』（1866-69）：Lobscheid, William/Wilhelm, *English and Chinese dictionary : with the Punti and Mandarin pronunciation*, vol. 1-4.

〈二次文献〉

- 石田雄『日本近代思想史における法と政治』東京大学社会科学研究所研究叢書第45冊)、岩波書店、1976年
- 出原政雄「明治初期における「権利」観念について」、同志社大学人文科学研究所編『社会科学29』、1982年
- 植手通有『日本近代思想の形成』、岩波書店、1974年
- 大久保健晴『近代日本の政治構想とオランダ 増補新装版』、東京大学出版会、2022年
- 大野達司・森元拓・吉永圭『近代法思想史入門：日本と西洋の交わりから読む』、法律文化社、2016年
- 尾脇秀和「近世「耄人兩名」考：身分・職分の分離と二重身分」、歴史科学協議会編『歴史評論732』、2011年
- 熊谷開作『近代日本の法学と法意識』、法律文化社、1991年
- 小泉仰「『原法提綱』における西周の権利思想：福沢諭吉の天賦人權思想と比較して」、島根県立大学北東アジア地域研究センター編『北東アジア研究14・15』、2008年
- 後藤弘志「英華字典に見る人格関連訳語」、広島大学応用倫理学プロジェクト研究センター編『ぷらくしす21』、2020年
- 佐藤亨「漢語の出自と定着過程一『義務』を中心に」、新潟大学人文学部国文学会編『新潟大学国語国文学会誌31』、1988年（現在は、佐藤亨『近代語の成立』桜楓社、1992年に収録）

沢目健介「幕末・維新时期における西洋「権利」概念の導入とその理解」、島根県立大学西周研究会編『西周と日本の近代』、ぺりかん社、2005年

鈴木修次『日本漢語と中国：漢字文化圏の近代化』、中央公論社（中公新書）、1981年

孫建軍『近代日本語の起源：幕末明治初期につくられた新漢語』、早稲田大学出版部、2015年

陳力衛『近代知の翻訳と伝播：漢語を媒介に』、三省堂、2019年

長尾龍一「西周における人間と社会」、日本法哲学会編『法学年報 1978』、1979年

中島哲也「Self-Help における Duty と『西国立志編』における職分：文化接触の一局面」、法政大学日本学研究所編『国際日本学 5』、2007年

野田良之「権利という言葉について」、学習院大学法学会編『学習院大学法学部研究年報 14』、1979年

蓮沼啓介「西周の法哲学再考：西周における法哲学再建の試み」、神戸法学会編『神戸法学雑誌 59(2)』、2009年

蓮沼啓介「西周における法哲学の展開(後編)」、神戸法学会編『神戸法学雑誌 65(3)』、2015年

平石直昭「近世日本の〈職業〉観」、東京大学社会科学研究所編『現代日本社会 第四巻 歴史的前提』、東京大学出版会、1991年

前田正治『『権理』と『権利』覚え書』、関西学院大学法政学会編『法と政治 25(3・4)』、1975年

松井利彦「漢訳語の日本語への受容：漢訳『万国公法』の「責任」の場合」、神戸松蔭女子大学紀要『文林 36』、2002年

柳父章『翻訳とは何か：日本語と翻訳文化』、法政大学出版局、1976年

注

- 1 佐藤は、duty、obligation 以外の英語に対して「義務」が当てられないと断ずることはできないが、その可能性は少ないとしている。
- 2 佐藤が依拠したのは丁臈良訳『万国公法』(和刻本)である。箕作の証言について松井(2002)は、箕作の記憶違いであるとしている。孫も同じくこれを箕作の記憶違いと推測している(孫 2015、217 頁)。
- 3 『日本国語大辞典 第2版(小学館)も「義務」の初出を『泰西国法論』としている。
- 4 引用は『西周全集 第2巻』(大久保利兼編、宗高書房、1962年)、13頁および90頁による。なお、後者は、畢洒林著・西周助訳『天賜 万国公法 第1-4巻』(1868夏)では「義務ムヘキ」と切れ目がないが、全集では、「義、務ムヘキ」と読点が付け加えられている。
- 5 引用は『津田真道全集 上』(大久保利謙、桑原伸介、川崎勝編、みすず書房、2001年)、136頁および164頁による。
- 6 陳(2019、92頁)も、「義務」が同様の経緯を辿って日本で生まれた和製漢語であるとしている。中国において元来、「責めを負ってなさなければならない任務。引き受けてし

なければならない義務」を意味していた「責任」という語が、「事を担任してその結果の責めを負うこと。特に悪い結果をまねいたとき、その損失などの責めを負うこと」を意味するようになったこと、そして、前者の意味が日本語の「義務」によって担われ、新しい意味でのみ用いられるようになったことについては、松井（2002）、陳（2019、93頁）を参照。

7 この引用に二度登場する「至強の権」という表現は意味を異にしており、前者は、後述するように「権利」(right)の意味での、後者は「権力」(power)の意味での「権」の用例と思われる。これについて出原（1982）は、自然法思想の展開についての J.フィニスの説、すなわち、グロティウスの jus の 解釈の基本であった「倫理的資質」(moral quality)の完全な状態が facultas と呼ばれ、その一つの主要な意味が potestas (power) であり、この power が自己自身にたいする power を意味するとき、libertas (liberty) と呼ばれたという説を引いて、こうした power の意味が前者の「至強の権」の語に込められていたのではないかと推測している。

8 沢目（2005、367頁）は、right に訳語「分」を当てることによって、津田が right を義務とも読み取れる解釈をしていると述べている。

9 同時期の C. ヘボン『和英語林集成』（1867）には、ローマ字表記ではあるが、次のような訳語が挙げられている。

道理、道、理、義、善、筋、はず、べき

これに対し、同じ C. ヘボンの『和英語林集成』第三版（1886）では、次のように、「権利」という訳語が加わっている。

道理、道、理、公義、公道、権、権利(または権理)、義、善、筋、筋合い、はず、べき

10 野田はさらに、ius について、「裁判」を通じて示される神の意思が、δικη と同様、「なさるべきこと」あるいは法の意味をもつに至ったのだろう、と指摘している。

11 西周がイェーリングの『権利争闘論』翻訳者であったことは記憶しておいてよい。

12 柳父（1976、83頁）は、西のみならず、「権」という字で当時日本人が理解したのは、覇権、権力、権柄の権のように、power に近い意味だったと指摘している。

13 ただし、フィッセリングが示した五科の方針に関連し、西において right の訳語として「権」が登場する嚆矢である「五科学習関係文書」（1863）の時期の西は自然法や国際法として使用される「レグト」「ライト」についての理解が不十分だった（沢目 2005、367頁）、さらには『万国公法』翻訳の時点でも、「燈影問答」（1870）においても、自然法と実定法、right と power という異なる次元を区別できていなかった（柳父 1976、81）、また、1870年時点の西は right を実定法の枠内で理解しようとする側面が強かった（沢目 2005、364頁）、との指摘もある。

14 熊谷（1991、131頁）による、日本で‘regt’の訳語として「権利」が定着する過程で、「正直」や「司法院」などの意味が脱落していったとの指摘も参照。

15 「権」「利」の語源についても野田（1979）を参照。

16 福沢諭吉が用いた right の訳語「通義」という語にも同様のことが言えるとの指摘は柳父（1976、64頁）、出原（1982）、大久保（2022）の「補論1 近代日本における権利概念の相克」を参照。

17 蓮沼（2015）は、西と津田は自然法の黄金時代がとっくの昔に終わってしまった時代にオランダ留学をしたにも関わらず、自然法思想に触れることができたことを幸運と呼んでいる。すなわち、フィッセリングの Natuurregt 講義の内容は、フィッセリングが学生時代に聴講したヘンドリック・クックの『自然法・国法・国際法』の自然法部分を要約したものであり、クックが退職した後には自然法は途絶えてしまった、と。また長尾（1979）は、西と津田は、東洋思想の伝統からみて実定的刑罰秩序である法と、仁や義、義理や人情という自然的なものとを結合する〈自然法〉という思想に違和感を抱きつつも、フィッセリングの講じ

た自然法思想を受け入れたという経緯を紹介している。

ただし、フィッセリングの自然法思想は、近代啓蒙期のそれとは異なる特徴も有していた。長尾（1979）によれば、フィッセリングの自然法思想は、人間本性を「社会的存在」と見なす（すなわち自然状態においてもともと人間は社会的傾向を有すると主張する）アリストテレス＝グロティウスの社会観に基づいており、孤立的個人から出発する近代自然法論とは異なる系統であると指摘している。したがって、本論考で自然法思想の影響下にあった時代の西周を原子論者と解釈する場合、それはホブズ流の敵対的原子論を指していない。西が、権利と義務という対は洋の東西を問わず、すべての人間の交際にならざる伴うと述べた背景には、自然法思想内部でのこの相違があったのかもしれない。だとすればこのことは、西の自然法理解を一層容易にしたであろう。

さらに、大野他（2016、16頁）によれば、フィッセリングは、所有権を神法や黙約に求める説を斥け、生産的労働による必要の充足のためという自然的基礎を主張し、人間の現実的性質、確信、習俗に基づく点ではドイツの歴史主義的な流れに属するという過渡的側面も有していた。大久保（2022、109-110頁）はそこに、マルサスの人口論と並んでJ. S. ミルの『経済学原理』の影響を見ており、その後の西の思想展開を考えるうえで重要である。

¹⁸ 津田真道は「泰西法学要領」（1866）で、「天理人道」という自然法的概念を持ち出したうえで、「人々皆平行の権」（第6節）、「自立自主の権」（第7節）を謳っている。沢目（2005、361頁）はそこに、フィッセリングの『万国公法』の影響を見ている。

¹⁹ ただし、西は法学関連の文献の中で術語としてこの語を用いた形跡は見当たらない。

²⁰ 孫建軍（2015、215頁）作成の、主要な五つの英華辞典における duty と obligation の訳語一覧を参照。

²¹ 中島の第三の標的は、「職分」と訳出されることによる duty 概念の変容にあるが、ここではこれ以上触れない。

²² この展開については、小泉仰 2008、蓮沼 2009、大野他 2016、大久保 2022 の「補論1」を参照。

長尾（1979）は、西における功利主義への転向の意義について、徂徠学的・ベンサム的な人欲肯定思想と、朱子学的・グロティウスの自然的秩序の思想を結合しようと試みたと言及したうえで、この転向には青年西周の朱子学から徂徠学への転向がベースにあり、後年になって西が現世主義、実用主義、人欲の肯定という思想を自覚的に推進するようになったという側面があることを指摘している。同様の指摘として出原（1982）も参照。

この点とも関係するので、その後の right の訳語の変遷について簡単に補足しておく。前田（1975）によると、「権理」の初出は加藤弘之『真政大意』（1871）、法令における「権利」の初出は、1871年8月13日の「開港場に於ける諸税取立に付各国公使と忒分金価格議定」に参照として付された東京府宛の、外務省連署による大蔵省の公文書である。沢目は、明治十年代初期には、right や droit の概念が法律的な意味では「権利」、自然法的な根拠としては「通義」と訳されており、right が「権利」という訳語に安定していくのは1877年前後と推定している（沢目 2005、358頁、365頁）。

他方、「権理」の語は1870年以降、1887年前半をピークに1881年頃まで、主として自

由民権派の人々に用いられたのに対して、政府の法令・文書には一切見ることができない（前田 1975、野田 1979、大野他 2016、11 頁）。そして、1880 年代には「権利」という訳語が定着する（石田 1976、96 頁）。

西において「権利」という訳語が登場するのは「民選議院設立建白書」を批判した「駁旧相公議一題」(1874 年)においてであり、「原法提綱」(沢目は 1877 年ころの成立としている)でこの訳語とその意味付けが定着する（沢目 2005、365 頁、出原 1982）。大野他によれば、「駁旧相公議一題」では、建白書の用いる人民の（自然権的）「権理」に対して、約束＝契約によって制定される（実定法上の）「権利」が対置されており（大野他 2016、12 頁）、「人生三宝説」(1875)では「権利」の語は実定法上の意味に限定して使用されている（沢目 2005、373 頁）。出原（1982）は、西において「権利」の訳語に収斂していく過程は、西が世の慣例にならただけでなく、「人生三宝説」で明確に主張され始めた功利主義思想と不可分であること、これによって西における「権利」観念の理解もまた「私有ノ権」を中心に倭小化される傾向が強くなったと指摘している（出原 1982）。熊谷（1991）はこうした経緯について、民衆の意識のなかにあった「株」や「分」などが「条理」や「道理」などとともに〈権利〉として熟しきらない間に、国家が上からの公用語として「権利」の語を国民に提示したところに日本の「権利」の特質があると断じている。

ただし、「権利」が訳語として定着する「原法提綱」において、西は人間本性に代って、儒教原理「天」が示す道徳的次元（その意味での自然法の次元）依拠しようとしており、それを表現したのが、実定法的「権利」に対する「権義」という訳語であった（大久保利兼『西周全集 第 2 巻』解説）。

○本研究は JSPS 科研費 22K000130A の助成を受けたものです。